総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 第 50 回電力・ガス基本政策小委員会 議事要旨

日時:令和4年5月27日(金)9:00~11:28

場所:オンライン会議

出席者

く委員>

山内委員長、秋元委員、岩船委員、大石委員、大橋委員、澤田委員、松村委員、村松委員、四元委員

<オブザーバー>

株式会社エネット 谷口代表取締役社長、電気事業連合会 佐々木敏晴副会長、電力広域的運営推進機関 岩男事務局長(大山理事長代理)、一般社団法人日本ガス協会 早川専務理事、送配電網協議会 平 岩理事・事務局長

く経済産業省>

小川電力基盤整備課長、下村電力産業・市場室長、野田ガス市場整備室長

議題

- (1) 今後の小売政策について
- (2)電力・ガスの需給について

配付資料 一覧

그 선생님 그	= + +- +- +-
谷栗门	=== 17
資料 1	議事次第

資料 2 委員等名簿

資料3-1 ガス料金の在り方について

資料3-2 電気料金の在り方について

資料3-3 小売電気事業の在り方について

資料4-1 2022年3月の東日本における電力需給ひっ迫に係る検証について

資料4-2 2022年3月の東日本における電力需給ひっ迫に係る検証取りまとめ(案)

資料4-3 ディマンド・リスポンス (DR) の活用に向けて

資料4-4 2022年度の電力需給見通しと対策について

資料4-5 都市ガスの需要対策について

参考資料1 委員御意見(武田委員)

議事要旨

(1) 今後の小売政策について(資料3-1~3-3)

●委員コメント

- 資料3-1。特に違和感なし。
- ・資料3-2。自由料金について、規制料金と価格が協調してしまっている点は問題なのかなと思う。 限界費用に合わせて価格を設定する必要は必ずしもないが、規制料金がメルクマールになること自体 は望ましいことではないのでは。
- ・資料3-3。(論点1の)未払いの件については、報告徴収等ができるようにしておくことが需要家 保護の観点からも重要だと思う。

●委員コメント

- ・資料3-1.分かりやすくなった。事業者の創意工夫を阻害しない点評価する。ガスは電気の議論と 住み分けて先に進めるということでもいいのではないかと思う。
- ・資料3-2. 事業者行動を制約するのではないというガイドラインの位置づけには合意。実際の電源構成と異なる点について、年度ごとに電源構成が変わった場合、燃料費調整を年によって変えることに網をかけにいくとすると、需要家負担も出てくるおそれ。標準メニューは実態に合っていないという意味で、指針への追記は必要だと思う。これにより、旧一般電気事業者の標準メニュー改定に繋がればよい。
- ・資料3-3. 論点1は、前々回いろいろと指摘をしたが、ストレステストの結果公表ありきではなくて、需要家への情報提供が何を目的として、どのような情報を提供するべきなのか、そもそものところを整理する必要があるということで、需要家保護と国民負担の2つの観点を示していただいた。この2つから導き出される情報提供の目的として、小売電気事業者として市場に居続けることで、弊害が生ずる社について市場に対してアラートをかけるということなのかなと。これまでガイドラインや指針への準拠という形で市場の参加として望ましい行為を示してきたが、財務的な観点で事業継続が難しい社というのはこれまでアラートが発動しづらかったので、そういった観点で情報提供ということはあるのかもしれない。
- ・実施にあたっては注意すべき点が3つある。1つ目は、情報の受け手(需要家)がきちんと理解できるものにしないといけない、行動にあたって判断に資する情報なのかということ。専門的な知識がないとわからない情報をいくら出しても意味が無い。2つ目に提供する情報をつくるためには事業者側の負担もある。一部の困った事業者のために全体のコストをあげていくのかという問題がある。3つ目として公開される情報の信頼性。問題がある事業者の情報としても公にすることのインパクトは大変大きいので、きちんと正確な情報を提供しないといけない。
- ・そういったことを考えた時のやり方として、たとえば、小売登録の入口で審査していると思うが、それの更新制度を設けるということはあるのかもしれない。更新の手続きとまではいかなくても、更新のタイミングで必要な財務情報をもらって、分析した上で、危ないところをあぶりだしてということもある。ストレステストに行く前にもっと丁寧な話をしていくべきではないかという観点から申し上げている。
- ・顧客管理については業界の足並みが重要。契約先が大手の事業者が多ければ、与信管理もできるだろ

うし、事業者によって状況は変わると思う。事業者の意向をきちんと確認してほしい。また、事業者に聞いていく中で情報共有の仕組みだけではなくて、法律の整理等があれば他の取組みによって防止ができるという話がでてくることもあるのではないか。

・新たなビジネスモデルについては、実態として新しいものがどんどんでてきているので、広めに解釈 できるようにしつつも整理が必要だと思う。取引先はどういう人たちで、どのような規制と保護がいる のか、実態にそって考えていってほしい。

●委員コメント

- ・資料3-1. ガイドラインはあくまでも指針であって事業者を縛るものではなく、消費者が安心して メニューを選べるようにするためのもの。本ガイドラインは事業者の説明責任の観点で重要。ガイドラ インの方向性については概ね賛成。
- ・資料3-2. ガイドラインは、消費者にとって、安心してエネルギーを選べるようにという意味で、 説明責任の観点から重要。その内容をどこまで消費者が理解出来るかも課題。燃料費の変動が、料金メニューの中で様々な形でコストに関係してくるケースがあると思うが、その場合、燃料費調整がどうい う仕組みでどういう形で料金に付随しているのか、きちんと説明することが必要。
- ・資料3-3. 前回、事業者の機微情報をだすのはどうかという意見があったが、そうはいっても自分は消費者がリスク管理ができていないような好ましくない事業者を選んでしまうのはどうかと思っていたが、たしかに委員のご指摘のとおり、どういう情報なら消費者に伝わるのかが大事だと思った。機微な情報だから出してはいけないということではなく、需要家が不測の事態に陥らないようにするために情報提供をすることが重要。

●委員コメント

- ・資料3-1.「能力に応じて」としているのはよい。「家庭の需要家の多様なニーズに応じて様々な料金メニューを提供するガス小売事業者」という表現が分かりづらいため、工夫していただいた方がいいと思う。
- ・資料3-2. 市場価格の高騰に燃料費高騰がリンクしていることを考えると、非化石メニューに燃料費調整を設けることもいいのではないか。無理に電源構成の実態に合った燃料費調整にこだわる必要はないと思う。産業用メニューについてはなんらか指針の記述を変えることにより、調達コストが適切に価格に反映できるような仕組みを早急に用意すべき。

●委員コメント

・今後、ガイドラインの中で新しい料金メニューを増やしていく、例えば市場連動型メニュー等のリスクに需要家がどう対応していくかということについて、マーケティングの観点から考えると、新たな選択肢が増えてくると、無難な方を選ぶ心理傾向があるので、事業規模の小さな事業者よりも安定的な供給が担保される大手事業者にシフトするのではないか。総合的に考えて、ガイドラインの策定も含め、メニューの多様化を進めれば、規模の小さな小売事業者にはかなり不利に働くのでは。

●委員コメント

- ・市場高騰時、事業者は他小売電気事業者に高い価格で自社電源の電気を売れるにもかかわらず、自社 電源の電気に色をつけて低い価格で売っている一方で、電源収益が足りないので補助して欲しいなどと いう非合理的な行動を繰り返す結果、電力システムに甚大な影響を与えている可能性。電力システム全 体の問題として捉えて整理すべき。
- ・燃料費調整については、非化石メニューにおいて消費者のために自社の電源構成と異なる燃料費調整を設ける(燃料価格が下がった後も料金が高止まりする不安を払拭できる)ところもあると思う。その中で逆に燃料費調整を設けないことで、燃料高騰時にも負担を抑えることができるという積極的な価値をアピールし、消費者にも受け入れられ、望ましい方向に変わっていくような後押しをする努力が必要になってくるのでは。

●委員コメント

- ・ガイドラインの記載について、これまで慎重な意見を出してきたが、需要家にとって望ましい行為であっても、国がどう関与して事業者にどう促すべきか、
- ・自由料金の設定については特に慎重に考える必要がある。ガイドラインが規制と同様の効果を持つことは望ましくない。
- ・参考事例はその立ち位置がよくわからない。
- ・他方、全体としては工夫して作りこまれているとは思う。
- ・申し上げた問題意識の全ては解消されていないが、概ね賛同する。

●委員コメント

- ・事務局資料に異論無し。自由化の世界の中でガイドラインで事業者の行動を縛るべきではないと思っており、今回お示しいただいた内容はその原則に基づいてただ必要なものを記載しようということで妥当だという理解。
- ・燃料費調整の設定についてはいろいろな可能性があると思うので、事業者の工夫をうまく引き出すことが必要。料金設定の裁量は事業者に委ね、規定はあまり設けなくていいのでは。
- ・「定期的に見直す」という記述があるが、既存契約が適した形で標準メニューが変わっていく必要があるが、この見直しはどれくらいの頻度を想定しているのかという点は気になった。旧一般電気事業者 や新電力ら小売電気事業者全てが影響を受けるため、頻繁な見直しはかなり混乱すると思う。
- 全体急ぎの対応を御願いしたい。

●オブザーバーコメント

- ・産業用料金メニューについてはお示しいただいた方向性に賛成。標準メニューは需要家がメニューを 切り替える際の参考としても有用なため、需要家間の公平性の確保や公正競争の観点からも重要なもの。 早期見直しを期待。
- 「定期的に見直す」ことについては、事前公開のタイミング等のフォローをいただきたい。

●オブザーバーコメント

・ガイドラインの位置づけにおいては、事業者の解釈が分かれることがないよう議論いただきたい。

・規制料金についても今後議論いただきたい。

●オブザーバーコメント

- ・資料3-1. 家庭用自由料金について、これまでの議論を踏まえ、需要家保護と事業者の経営の維持のバランスと取っていただき感謝。
- ・ガイドラインの対象を全小売事業者としつつも、すべてのガス小売事業者に一律とすることは適当ではないと記載いただいたことは、中小事業者が大半を占める実態に一定の配慮をいただいたものと理解。
- ・類型化についても、「ガス小売事業者の創意工夫による、この参考事例に当てはまらない新しい料金 メニューの作成を妨げるものではない」と位置付けていただいたことも前向きにとらえている。
- ・既存契約も含めたすべての需要家に書面で交付する場合は多大なコスト増となるため、HPをうまく活用するなど、各事業者が工夫しながら対応してくことになると思うがその点については御理解いただきたい。
- ・今後の議論に当たっても、需要家保護と事業者の経営の維持のバランスに配慮いただきながら進めて いただきたい。

●オブザーバーコメント

・「定期的に見直す」ことについて、1、2年とは思うが、あくまで指標であり、そもそもメニューを 変えないという見直しもこれに含まれるのではないか。

〇事務局コメント(資料3-1)

- ・委員からいただいた御意見について、小売事業者を限定する記載の表現ぶりは今後検討するが、限られた需要家を対象としている事業者については、限定するのが適当と考えている。
- ・委員の、規制でやるべきことをガイドラインでやるべきではないという御意見は御指摘の通り。システム改革の本旨を踏まえたい。
- ・委員からの御意見については、改めて書面で説明するということは想定していないため、御指摘も踏まえてガイドラインを作成していきたい。

○事務局コメント(資料3-2、3-3)

- 方向性ご替同いただき感謝。
- 「定期的に見直す」については、自由化が進めば実態と乖離するという御指摘のとおりとは思うが、 どこかのタイミングで変えることも考えられるという趣旨で記載。
- ・選択肢が増えると無難な方に流れるという心理については重く受け止め。どう示すのがよいか、詳細 については次回以降ご審議いただきたい。

(2) 電力・ガスの需給について(資料4-1~4-5)

●委員意見概要

・ひっ迫検証について。内容に異論無し。警報について、情報の早めの発信をいただけると事業者にと

- っても効果的な対応が可能になる。経団連としても省エネに取り組み、ひっ迫時には会員企業への協力 要請を行っていく。
- ・構造的対策について、強い危機感を持って全力で取り組むべき。抜本的な供給力確保策を通じて安定 供給に万全を。

●委員コメント

- ・DRに関して、既に高度な手法を駆使して活躍している事業者がいる。そうした事業者の取組について、裾野を低圧を含めて広げることが重要。
- ・重要なのは、ゲーミングをどう防ぐかということ。既に過去の議論で整理されている部分も参考に。
- ・今年度の需給。碧南工業用水の話があったが、潜在的リスクは燃料調達に限った話ではない。この点は我々は考えてこなかったが、スコープを広げて考えていくべき。

●委員コメント

- ・DRは思っていたより多くの事業者が取り組んでいた。重要な取組なので、横展開できるようにしてほしい。結果のフィードバックが重要。
- ・低圧経済 D R だけで需給ひっ迫が解決できるものではないが、マネタイズできる仕組みを作ることで、 非常時のみならず平時にも役に立つ仕組みになる。再エネ余剰の中も役に立つ仕組みになるはず。
- ・今年度の需給について二点質問。碧南の工業用水の件。夏に向けた対応をどうするのか。冬に向けた原子力の活用、何らかの具体的な展開があるなら教えてほしい。
- ・小売事業者が需要家、国からの働きかけも必要。
- ・個人消費者向けの節ガスについて、具体的な検討が今後進められると思うが、現実的な観点も踏まえ、 今後どういった働きかけを行っていくか検討してほしい。

●委員コメント

- ・経済DRが需給ひっ迫の緩和に大きな役割を果たした。警報だけが節電に効いたという誤ったメッセージが広がらないように、何度でもこの点は強調すべき。
- ・これまでは高需要期に着目して需給を考えてきたが、今後は高需要期以外にもひっ迫が起こりうる。 この点は準備が不十分だったとは考えていない。EUEを導入したのはその発想。
- ・高需要期以外に特有の問題もある。例えば電源 I ダッシュの期間があるが、これを単純に伸ばすということは問題。特に需要を活用した電源 I ダッシュなど、軽負荷期には減らしようがない。寒い時期に比較してDRをやろうとしても需要の供出のしようがない。このような点も考慮しつつ検討すべき。

●委員コメント

・検証について内容に異論なし。燃料の確保について、事業者、エネ庁ともに検討を進めているところと理解。SCは船の手配含めて時間がかかる。費用負担の在り方など、早期に整理すべき。

●委員コメント

・DRも含め、節電について需要家への情報提供をしていくことが重要。

・ひっ迫警報の前倒しについて、家庭の太陽光など、一日前なら昼間の電気を蓄電池に溜めることができると思う。早めに出してもらえるとありがたい。

●オブザーバーコメント

- ・需給の厳しさを認識。でんき予報表示見直し、需給ひっ迫情報の発信時期、計画停電準備など実務的 な検討を広域機関と連携し進めていく。
- ・kW 公募、kWh 公募について、公募を開始している。タイトなスケジュールとなるがしっかりと対応する。

●オブザーバーコメント

- ・冬に向けた対応について。東京エリアのみならず、中部から九州にかけて 3%を下回る。全国的に kW の確保が不可欠だが、休止電源の稼働には相応の準備期間が必要。早急に公募の準備を進めてほしい。
- ・今回の検証内容を踏まえて需給両面から取組を進める。

●オブザーバーコメント

- ・資料4-5. 今般のウクライナ情勢によるリスクは、事業者・業界の努力だけでは解決できない。
- 業界としても節ガスなどできる限り取り組んでいく。
- ・他方、事業者の取組の実効性を高める観点で、国の後押しが欲しい。
- ・電気であれば目に見える対策があるのに対し、ガスについては生活に直結するものが多いため、効果が限定的にならざるを得ない。業務用・工業用の取組が特に重要。
- ・LNG は発電用にも使われているため、電力の節電・需要抑制の深堀り含め、エネルギー全体で見て検討ほしい。
- ・ガスはネットワークが独立している等ガス事業の実態を踏まえて検討を進めてほしい。

○事務局コメント(資料4-1~4-4について)

- ・ひっ迫検証について、2週間に一回のハイペースの開催の中、多くの意見をいただき感謝。
- ・22 年度見通しについて、碧南の影響は、工業用水がいつ完全に戻るかは見通しが立っていないものの、 夏への影響というところでは、新たに kW 公募を行っているところ。5~6 月にかけて碧南の影響がどこ まで続くか注意深く見ていく必要がある。
- ・原子力について、今回見通しが変わった背景として伊方の補修時期の延期がある。各種電源の最大限 の活用をしていく上で、停止時期をピーク時からずらす努力や、事業者においてトラブルが起きないよ うにする取り組みが今まで以上に求められる。
- ・委員からいただいた潜在的リスクの指摘は、おっしゃる通り。ここ最近でリスクが顕在化してきていると認識。この点もよく検討していく。
- ・DRについて、横展開、フィードバックはしっかりと進める。
- ・需給対策について取りまとめたものを進めつつ、関係者の皆様のお力添えをお願いする。

○事務局コメント(資料4-5について)

- ・ガスの需要抑制はこれまで行ってこなかったため、その効果も含めて検討していく。
- ・業界とともに取り組んでいければと思う。

●委員長コメント

- ・検証について、異論はなかったと認識。別途意見等あればエネ庁と個別にやり取りをお願いしたい。 詳細等修正あるかと思うが、本件については私に一任いただきたい。国民の皆さまや、事業者の関心が 非常に強いため、今後、取りまとめ案についてパブコメを進めていただきたい。
- ・需給対策についても大きな異論はなかったと認識。喫緊の課題であり早急に取り組むべきとのコメントもあった。政府として決定いただき、速やかに取組を進めていただきたい。